

第119期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当行の新株予約権等に関する事項……………	1頁
財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針……………	3頁
業務の適正を確保する体制……………	3頁
特定完全子会社に関する事項……………	6頁
親会社等との間の取引に関する事項……………	6頁
その他……………	6頁

(計算書類)

株主資本等変動計算書……………	7頁
個別注記表……………	8頁

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書……………	17頁
連結注記表……………	18頁

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

株式会社 **山梨中央銀行**

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.yamanashibank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

1. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,980株 ③ 新株予約権の行使期間 2011年7月30日から2041年7月29日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,300株 ③ 新株予約権の行使期間 2012年7月31日から2042年7月30日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,840株 ③ 新株予約権の行使期間 2013年7月30日から2043年7月29日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,740株 ③ 新株予約権の行使期間 2014年7月26日から2044年7月25日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,840株 ③ 新株予約権の行使期間 2015年7月30日から2045年7月29日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く。）	① 名称 株式会社山梨中央銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,060株 ③ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日から2046年7月29日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,400株 ③ 新株予約権の行使期間 2017年7月29日から2047年7月28日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	3名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第8回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,120株 ③ 新株予約権の行使期間 2018年7月27日から2048年7月26日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	3名
	① 名称 株式会社山梨中央銀行第9回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,900株 ③ 新株予約権の行使期間 2019年7月27日から2049年7月26日まで ④ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）2018年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

3. 業務の適正を確保する体制

(業務の適正を確保する体制)

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）の構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当行は、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け、全ての取締役および職員の行動規範として制定したコンプライアンス規定に則り、職務を執行する。あわせて、具体的な手引きとしてコンプライアンス・マニュアルを、また実践計画として研修プログラムを含むコンプライアンス・プログラムを年度当初に作成し、半期ごとに各々取組状況を把握し、態勢の強化に努める。さらに内部通報制度を有効に活用し、組織の自浄機能の向上に努める。

② コンプライアンス委員会は、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を審議するとともに施策の実施状況を把握し、評価等を行う。

コンプライアンスに係る統括部署は、コンプライアンス委員会事務局を務め、当行のコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた施策を統括・管理するとともに、同部署は、特に経営に重大な影響を与える事案等について取締役会へ報告を行う。

各部所室店に配置されたコンプライアンス責任者は、各所属部署のコンプライアンスへの取組みの統括・管理を行う。

③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固たる態度で関係を遮断し排除する。

反社会的勢力への対応を統括する部署を定めるなど組織として対応する体制を整備するとともに、反社会的勢力対応規定に則り、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当行は、全ての紙・電子文書についての管理の基本方針として、文書管理ポリシーを定め、文書管理に係る損害が発生するリスクを抑え、適正な業務遂行を確保する。

取締役の職務の執行に係る重要文書は、同ポリシーに則り、堅確に管理し適時適切に活用する。

② 株主総会議事録および取締役会議事録については、10年間の保存を義務付け、閲覧可能な状態を維持する。

③ また、前記②以外の各取締役が関わるその他重要な会議議事録等についても、文書管理規定の定めるところに則り保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当行は、統合的リスク管理規定に基づき、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を定め、各種リスク管理規定に則った適正なリスク管理に努める。

② リスク管理委員会は、経営に係る諸リスクを的確に把握し、適切に管理することを目的に、リスク管理態勢の向上を図る。また、リスク管理の状況を把握し、評価等を行う。

リスク管理に係る統括部署は、リスク管理委員会事務局を務め、各部所管業務に関するリスク管理への取組みについて統括・管理するとともに、全てのリスクの把握に努める。

また、同部署は統合的リスク管理状況について、定期的に取り締り会および各種会議体へ報告を行う。さらに、「リスク管理状況報告書」を半期ごとに取りまとめ、リスク管理委員会および取締役会へ報告を行う。

③ 危機が表面化した場合、緊急事態対応基本規定および業務継続計画等に則り、円滑な業務の遂行および事業の継続性確保に努める。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行は、取締役と執行役員を置き、両者に業務執行を委嘱している。
- ② 当行は、各種会議の効率的な運営を通して、取締役による迅速かつ合理的な意思決定に資するため、主要会議体の目的および付議基準を明確に定める。
- ③ 業務執行を委嘱された取締役および執行役員は、所管する各種業務に必要な規定を制定し、それらに則り業務を適正に執行する。
- ④ 取締役および執行役員は、委嘱された各業務執行部門に中期経営計画、総合予算計画および教育研修計画等を策定させるとともに、それらの達成に向けてマネジメントにあたる。
- ⑤ 業務執行の適正を確保するためのひとつとして、内部監査部門は代表取締役の命を受け、取締役会の定める内部監査規定等に則り、内部管理体制の有効性を検証する。

(5) 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行は、グループ会社の運営管理の担当部署を置き、グループ会社運営管理規定に基づき、グループ会社の状況に応じ必要な管理を行う。なお、同規定の中で、重大な危機が発生した場合の報告等についても規定している。
- ② グループ会社は、当行の取締役が社外役員として出席する毎月開催のグループ会社取締役会において、リスク管理の状況および業務の執行状況等を報告する。併せて、同状況を常勤監査役に報告する。
- ③ 当行は、グループ会社に対し、当行制定のコンプライアンス規定、コンプライアンス・マニュアルの遵守および年度当初策定のコンプライアンス・プログラムに則り、その実践を求める。
- ④ 当行内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、業務の適正化に努める。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当行は、財務報告に係る内部統制基本規定を定め、その中で、当行およびグループ各社の財務報告に係る内部統制の基本方針を掲げている。
- ② 内部統制委員会は、内部統制の基本方針に基づき、内部統制統括部署、企画部署、実施部署、評価部署の対応状況を統括・管理する。

(7) 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の配置およびその使用人の取締役からの独立性等に関する事項

- ① 当行は、監査役の職務の実効性を高めるため、監査役室を設置するとともに専任の監査役スタッフを置き、監査役の職務の補助にあたらせる。
- ② また、その使用人は、当行の就業規則に従うが、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令権は監査役（会）に属するものとし、異動、処遇（考課を含む）、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議のうえ実施する。

(8) 当行の監査役への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ各社の役職員は、法令等の違反行為等、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、速やかに当行の監査役に報告する。
- ② 前記にかかわらず、監査役は必要と認めた事項について、当行およびグループ各社の役職員に対して報告を求めることができる。
- ③ グループ会社統括部署および内部監査部門等は、グループ会社に問題が発生したときには速やかに監査役に報告する。
- ④ 当行およびグループ各社の役職員が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行およびグループ各社の役職員に周知徹底する。

(9) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部門・コンプライアンス部門・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性確保に努める。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

当行では、上記体制の構築に関する基本方針に基づき、内部統制システムが適切に整備され、運用されていることを確認しております。

当事業年度（第119期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回、みなし取締役会決議を1回、常務会を47回、コンプライアンス委員会を13回、リスク管理委員会を12回開催いたしました。
- ② 中期経営計画および半期の業務運営方針・施策に基づき、四半期ごとのモニタリング等を通じて、当行グループの業績管理を実施いたしました。

(2) コンプライアンス態勢

- ① コンプライアンスの実践計画として研修プログラムを含むコンプライアンス・プログラムを年度当初に定め、全役職員に周知徹底しております。また、半期ごとに取組状況をコンプライアンス委員会・取締役会に報告し、コンプライアンス態勢の強化に努めました。この他、コンプライアンス態勢の実態把握のため、全営業店に対してコンプライアンス臨店を実施しております。
- ② 内部通報制度につきましては、「ヘルプライン運営規定」に則り対応しております。本規定では、制度の実効性向上を図るために、当行グループの全ての役職員からの相談・通報に応じる窓口を本部内および社外（弁護士）に設けるとともに、匿名による相談等も可としております。また、相談等を行った者が不利益な取扱いを受けないことを明文化しております。

(3) リスク管理体制

- ① 取締役会およびリスク管理委員会は、リスク管理統括部署から統合的リスク管理状況について、定期的に報告を受けるとともに、半期ごとに取りまとめた「リスク管理状況報告書」による報告を受け、リスク管理状況の把握に努めました。
- ② リスク管理委員会は、「サイバーセキュリティ強化に向けた取り組み状況について」の報告を受け、対応を指示しております。
- ③ 当行は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止を経営の最重要課題の一つと捉え、実効性ある管理態勢を整備・確立し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に取り組んでおります。

(4) グループ管理体制

- ① グループ会社に関する統括部署および業務に関する業務所管部署は、「グループ会社運営管理規定」に基づき、グループ各社の状況に応じた管理・監督を行うとともに、各社の非常勤役員となっている当行取締役が、毎月開催のグループ会社取締役会に出席し、リスク管理の状況および業務の執行状況等について報告を受けました。
- ② 内部監査部門は、グループ各社との業務監査委託契約に基づき監査を実施し、グループ各社の業務の適正性を確認いたしました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

- ① 当行は、監査役の職務を補助する専任の2名のスタッフを監査役室に配置しております。スタッフは監査役の指揮命令のもと同室で職務を遂行し、また取締役からの独立性を確保するため、異動・評価等人事事項については、監査役と事前に協議する態勢をとっております。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用については予算に計上するほか、監査役が費用の前払いまたは債務の弁済の請求をした場合は、速やかに処理しております。
- ③ 当行は、当行またはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等については、担当取締役が速やかに監査役に報告するレポーティングラインを構築しております。
また、監査役は、グループ会社の代表取締役からも定期的に業況報告等を受けております。

なお、監査役へ報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが規定に明記され、周知徹底されております。

- ④ 常勤監査役は、代表取締役等と随時意見交換を行うほか、社外監査役を含む監査役全員との定期的な意見交換を行っております。監査役全員は取締役会に出席するほか、常勤監査役は常務会等重要な会議へ出席し、その状況を社外監査役に報告しております。

このほか常勤監査役は内部監査部門と毎月意見交換を、社外取締役および会計監査人とは定期的にコミュニケーションを図っております。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

6. その他

該当ありません。

第119期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資 本 金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の積立					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△28	△28	
利益剰余金から資本剰余金への振替			28	28	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	15,400	8,287	—	8,287	9,405

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	193	147,101	4,532	161,232	△1,263	183,657
当期変動額						
剰余金の配当			△1,117	△1,117		△1,117
当期純利益			3,810	3,810		3,810
別途積立金の積立		1,500	△1,500			
自己株式の取得					△0	△0
自己株式の処分					100	71
利益剰余金から資本剰余金への振替			△28	△28		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	1,500	1,163	2,663	99	2,763
当期末残高	193	148,601	5,696	163,896	△1,163	186,420

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	29,994	182	30,176	138	213,972
当期変動額					
剰余金の配当					△1,117
当期純利益					3,810
別途積立金の積立					
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					71
利益剰余金から資本剰余金への振替					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△13,405	△182	△13,588	△29	△13,617
当期変動額合計	△13,405	△182	△13,588	△29	△10,853
当期末残高	16,588	—	16,588	109	203,118

第119期（2022年3月31日現在）個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他の有形固定資産	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、下表のとおり計上しております。
なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

債務者区分	定義	貸倒引当金の算定方法
正常先債権	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権	
資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
上記以外の債権		今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定

債務者区分	定義		貸倒引当金の算定方法
要注意先債権		貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権	
	要管理先債権	貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者に対する債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	D C F 法適用債権	債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(D C F 法)にて算定
	管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	破綻懸念先債権相当の今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、破綻懸念先債権の3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権		今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	その他の要注意先債権	要管理先債権以外の要注意先債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	D C F 法適用債権	貸出条件緩和債権に準ずる債権を有する債務者及びその関連先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(D C F 法)にて算定
	管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	要管理先債権相当の今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権の3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権		今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
破綻懸念先債権		現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上
実質破綻先債権		破綻先と同等の状況にある債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上
破綻先債権		破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7. 収益の計上方法

収益認識に関する会計基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、顧客が便益を獲得した時点において（又は獲得するにつれて）履行義務（サービスの提供）が充足されると判断して計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、計算書類への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 計算書類に計上した金額

9,700百万円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①見積り金額の算出方法

貸倒引当金の計上基準は、「計算書類 個別注記表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

②見積り金額の算出に用いた仮定

(A) 債務者区分の決定に利用している債務者の業績予測においては、入手可能な情報に基づく仮定をしております。特に、経営改善を支援している債務者については、経営改善計画の合理性及び実現可能性又は合理的かつ実現可能な経営改善計画(以下「合実計画」という。)の策定見込みを評価して債務者区分を判断しております。経営改善計画は様々な仮定やデータに基づいて作成されており、その合理性及び実現可能性については、債務者の財務状況、債務者の属する業界の状況、経営改善計画における各種施策の効果、過去の進捗状況及び達成見通し等を勘案して総合的に判断しております。また、期末日時点で債務者が経営改善計画を策定している途上にある場合には、債務者の計画策定の意思及び経営再建のための資源等の状況を総合的に勘案して、合実計画の策定見込みを評価して債務者区分を判断しております。

(B) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は当面継続しますが、2020年中頃に降徐々に経済は回復しており、変異株の出現等の影響はあるものの各種感染対策の浸透やワクチンの普及等により、今後も経済は回復が継続すると想定しております。この期間において一部の業種への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等は継続するという仮定をしております。なお、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は、前事業年度の計算書類における(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(C) 資本金適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除き、正常先債権については過去に有していた正常先債権、要管理先債権については過去に有していた要管理先債権、その他の要注意先債権については過去に有していたその他の要注意先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。要管理先である管理支援先債権については過去に有していた破綻懸念先債権、その他の要注意先である管理支援先債権については過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

(A) 債務者区分の決定において利用した債務者の業績予測は、前提としている事象や外部環境の変化等により当初の想定と異なる結果となる可能性があり、見直しが必要となった場合は、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(B) 新型コロナウイルス感染症の感染が想定以上に拡大した場合や、各種感染対策、ワクチン等の効果が想定通りとならなかった場合、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等が想定した効果とならなかった場合等は、貸出金に多額の損失が発生する可能性があり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(C) 債務者の経営環境の変化等により、資本金適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除く債権については、過去に有していた正常先債権、要管理先債権、その他の要注意先債権と、管理支援先債権については、過去に有していた破綻懸念先債権、要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定が現実と著しく異なる可能性があります。この場合は、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,904百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,625百万円
危険債権額	14,218百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,446百万円
合計額	25,290百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,156百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	608,826百万円
貸出金	202,051百万円
担保資産に対応する債務	
預金	66,082百万円
債券貸借取引受入担保金	70,969百万円
借入金	628,589百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金1,030百万円及び保証金256百万円が含まれております。
5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は466,688百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが435,758百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 34,284百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 740百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,472百万円であります。
9. 関係会社に対する金銭債権総額 6,007百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 8,375百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

ただし、銀行法施行規則第17条の7の4の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金、利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上していません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	114百万円
役務取引等に係る収益総額	40百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	24百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	35百万円
役務取引等に係る費用総額	337百万円
その他の取引に係る費用総額	273百万円

2. 以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	建物等	11
	遊休資産	土地	388
山梨県外	営業用資産	建物等	12
合 計	—	—	413

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

なお、当事業年度の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	山梨中央保証株式会社	所有 直接 99.65% 間接 0.16%	保証取引 役員の兼任	貸出金に対する保証	272,290 (注2)	—	—
				保証料の支払	292 (注3)	未払費用	24
				代位弁済額	126	—	—

(注) 1. 取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 上記の取引金額は、当事業年度末に同社から保証を受けている貸出金の残高を記載しております。

3. 上記の取引金額以外に、各種ローン債務者から直接同社に支払われた保証料があり、その金額は202百万円です。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称 又 は 氏 名	議 決 権 の 被所有割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親者	山寺 英一郎	0.11%	当行取締役 山寺雅彦の 義兄	資金の貸付 利息の受取	— 2	貸出金 —	161 —
役員及び その近親者 が議決権の 過半数を所 有している 会社等	井筒屋醤油 株式会社	—	当行取締役 山寺雅彦の 近親者が議 決権の過半 数を所有	資金の貸付 利息の受取	— 0	貸出金 —	10 —

(注) 取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	876	0	69	807	(注)

(注) 1. 当事業年度中の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 当事業年度中の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少	18千株
譲渡制限付株式の割当てによる減少	51千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	1,573	1,574	1
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	5,899	5,864	△35
合 計		7,472	7,439	△33

3. 子会社・子法人等株式（2022年3月31日現在）

該当ありません。

なお、市場価格のない子会社・子法人等株式の貸借対照表計上額は3,904百万円であります。

4. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	49,569	18,436	31,132
	債 券	303,771	297,978	5,793
	国 債	205,465	200,665	4,800
	地方債	60,942	60,238	703
	社 債	37,364	37,074	289
	その他	153,987	144,380	9,607
	うち外国証券	8,527	8,511	16
	小 計	507,328	460,795	46,533
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	4,190	5,258	△1,068
	債 券	498,796	504,869	△6,072
	国 債	111,907	113,922	△2,014
	地方債	298,183	301,206	△3,022
	社 債	88,705	89,740	△1,035
	その他	386,399	402,172	△15,773
	うち外国証券	138,732	144,953	△6,220
	小 計	889,386	912,300	△22,913
合 計		1,396,715	1,373,096	23,619

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等(*1)(*2)	482
組合出資金(*3)	4,603

(*1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) その他有価証券に区分しており、当事業年度における減損処理額は6百万円であります。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社 債	50	50	0

(売却の理由) 買入消却によるものであります。

6. 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	4,362	1,255	240
債 券	14,080	79	50
国 債	14,080	79	50
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	205,854	1,520	3,616
うち外国証券	172,766	209	3,478
合 計	224,296	2,856	3,907

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- (1) 決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- (3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	5,000	0

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,780百万円
貸倒引当金	2,124
有価証券償却	1,463
減価償却費	490
その他	2,127
繰延税金資産小計	8,985
評価性引当額	△3,838
繰延税金資産合計	5,146
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,122
その他	△2,288
繰延税金負債合計	△9,410
繰延税金負債の純額	△4,263

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額 6,348円 87銭
2. 1株当たりの当期純利益金額 119円 24銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 118円 98銭

第119期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	15,400	8,398	166,943	△1,263	189,479
当期変動額					
剰余金の配当			△1,117		△1,117
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,241		4,241
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△28		100	71
利益剰余金から 資本剰余金への振替		28	△28		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	3,094	99	3,194
当期末残高	15,400	8,398	170,037	△1,163	192,673

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	30,395	182	△1,511	29,066	138	2,755	221,439
当期変動額							
剰余金の配当							△1,117
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,241
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							71
利益剰余金から 資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,137	△182	△71	△13,391	△29	280	△13,140
当期変動額合計	△13,137	△182	△71	△13,391	△29	280	△9,945
当期末残高	17,257	—	△1,583	15,674	109	3,036	211,494

第119期（2022年3月31日現在）連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社

やまなし新事業応援投資事業有限責任組合
やまなし6次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日と一致しております。

4. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他の有形固定資産 2年～20年

また、有形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

また、無形固定資産に計上した連結される子会社及び子法人等所有のリース投資資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、下表のとおり計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

また、連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

債務者区分	定義	貸倒引当金の算定方法
正常先債権	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権	
	資本性適格貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	当行子会社保証付住宅ローン等	今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権	今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定

債務者区分		定義	貸倒引当金の算定方法
要注意先債権		貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権	
	要管理先債権	貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者に対する債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	D C F 法適用債権	債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(D C F 法)にて算定
	管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	破綻懸念先債権相当の今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、破綻懸念先債権の3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	当行子会社保証付住宅ローン等	当行の連結子会社である山梨中央保証株式会社による保証付きの住宅ローン等消費者向け債権	今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権		今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	その他の要注意先債権	要管理先債権以外の要注意先債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	D C F 法適用債権	貸出条件緩和債権に準ずる債権を有する債務者及びその関連先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(D C F 法)にて算定
	管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	要管理先債権相当の今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権の3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	当行子会社保証付住宅ローン等	当行の連結子会社である山梨中央保証株式会社による保証付きの住宅ローン等消費者向け債権	今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権		今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
破綻懸念先債権		現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上
実質破綻先債権		破綻先と同等の状況にある債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上
破綻先債権		破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上

6. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末現在の要支給額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から損益処理
12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
13. リース取引の収益・費用の計上基準
(貸手側)
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
14. 収益の計上方法
収益認識に関する会計基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、顧客が便益を獲得した時点において（又は獲得するにつれて）履行義務（サービスの提供）が充足されると判断して計上しております。
15. 重要なヘッジ会計の方法
金利リスク・ヘッジ
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。
ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、連結計算書類への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類への影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 連結計算書類に計上した金額

11,707百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①見積り金額の算出方法

貸倒引当金の計上基準は、「連結計算書類 連結注記表 会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

②見積り金額の算出に用いた仮定

(A) 債務者区分の決定に利用している債務者の業績予測においては、入手可能な情報に基づく仮定をしております。特に、経営改善を支援している債務者については、経営改善計画の合理性及び実現可能性又は合理的かつ実現可能な経営改善計画(以下「合実計画」という。)の策定見込みを評価して債務者区分を判断しております。経営改善計画は様々な仮定やデータに基づいて作成されており、その合理性及び実現可能性については、債務者の財務状況、債務者の属する業界の状況、経営改善計画における各種施策の効果、過去の進捗状況及び達成見通し等を勘案して総合的に判断しております。また、期末日時点で債務者が経営改善計画を策定している途上にある場合には、債務者の計画策定の意思及び経営再建のための資源等の状況を総合的に勘案して、合実計画の策定見込みを評価して債務者区分を判断しております。

(B) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は当面継続しますが、2020年中頃に降徐々に経済は回復しており、変異株の出現等の影響はあるものの各種感染対策の浸透やワクチンの普及等により、今後も経済は回復が継続すると想定しております。この期間において一部の業種への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等は継続するという仮定をしております。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は、前連結会計年度の連結計算書類における(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

(C) 資本性適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除き、正常先債権については過去に有していた正常先債権、要管理先債権については過去に有していた要管理先債権、その他の要注意先債権については過去に有していたその他の要注意先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。要管理先である管理支援先債権については過去に有していた破綻懸念先債権、その他の要注意先である管理支援先債権については過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

(A) 債務者区分の決定において利用した債務者の業績予測は、前提としている事象や外部環境の変化等により当初の想定と異なる結果となる可能性があり、見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(B) 新型コロナウイルス感染症の感染が想定以上に拡大した場合や、各種感染対策、ワクチン等の効果が想定通りとならなかった場合、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等が想定した効果とならなかった場合等は、貸出金に多額の損失が発生する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(C) 債務者の経営環境の変化等により、資本性適格貸出金、DCF法適用債権及び管理支援先債権を除く債権については、過去に有していた正常先債権、要管理先債権、その他の要注意先債権と、管理支援先債権については、過去に有していた破綻懸念先債権、要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定が現実と著しく異なる可能性があります。この場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く。） 779百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,853百万円
危険債権額	14,233百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,446百万円
合計額	25,533百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,156百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	608,826百万円
貸出金	202,051百万円
担保資産に対応する債務	
預金	66,082百万円
債券貸借取引受入担保金	70,969百万円
借入金	628,589百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金40,000百万円、金融商品等差入担保金1,030百万円及び保証金256百万円が含まれております。

5. 借入金のうち491百万円の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権（「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額）759百万円を供しております。
6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は529,974百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが499,044百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 34,498百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 740百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,472百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益2,420百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、株式等売却損321百万円及び株式等償却15百万円を含んでおります。
- 以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	営業用資産	建物等	11
	遊休資産	土地	388
山梨県外	営業用資産	建物等	12
合 計	—	—	413

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

なお、当連結会計年度の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	32,783	—	—	32,783	
自己株式					
普通株式	876	0	69	807	(注)

(注) 1. 当連結会計年度中の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 当連結会計年度中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

 ストック・オプションの権利行使による減少 18千株

 譲渡制限付株式の割当てによる減少 51千株

- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度 末残高（百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—				109	
合 計			—				109	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種 類	配当金の 総 額	1 株 当 たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	558百万円	17.50円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	559百万円	17.50円	2021年9月30日	2021年12月3日
合計		1,117百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの 2022年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 719百万円
- ② 1株当たり配当額 22円50銭
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業等の金融サービスに係る事業を行っております。銀行業では、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務及び各種コンサルティング業務などを行っております。また、短期的な資金繰りの調整のために、インターバンク市場においてコールローン及びコールマネー取引等を行っております。このほか、デリバティブ取引としては、金利や為替の変動リスクのヘッジを主な目的として、金利スワップ取引、為替予約取引、通貨スワップ取引等を行うことがありますが、仕組みが複雑で投機的な取引は行わない方針であります。なお、金利変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響を被らないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金には、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。また、一部の有価証券は、売買目的で保有しております。これらには、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

当行グループは、お客さまからの預金を主な調達原資としており、財務内容の健全性を維持することで、安定的な資金調達を確保しておりますが、予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保ができなくなる流動性リスクがあります。

デリバティブ取引には、他の取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、デリバティブ取引のうち、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）等に準拠する行内基準に基づき、ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用いたします。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクへの対応として、審査体制の整備や人材の育成を進めるとともに、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。審査体制については、審査部門の独立性を堅持し、事前審査・中間審査・債権保全における厳格な審査及び与信実行後の管理を行っております。日々の業務運営では、営業部門と審査部門あるいは本部と営業店が相互牽制機能を発揮するなかで、融資規定の遵守と適切な運用に努めるほか、融資支援システムの活用などのシステムサポートの充実にも努めております。さらに、刻々と変動するリスクに対応するために、定期的あるいは随時行う信用格付及び自己査定を通して、貸出先の実態把握に努めております。また、地方銀行協会加盟行の共同事業である信用リスク情報統合サービスを導入し、バリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じ得る損失額の推計値。以下、「VaR」という。）のより精緻な計量化を目指すなど、信用リスク管理の高度化に積極的に取り組んでおります。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報、時価及びVaRの把握を行うことで管理しております。

これらの管理状況につきましては、定期的にALM委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、銀行全体の収益力向上に資するべく、銀行勘定全体の金利リスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、経営陣を主要メンバーとするALM委員会において、金利リスクを適切にコントロールするため、「金利リスクヘッジに関する基本方針」を原則半期毎に策定し、金利変動に対する施策の検討を行い、定期的に見直しております。また、毎月開催されるALM委員会においては、金利予測委員会の作成した金利予測レポートについて検討を行うほか、銀行勘定全体の金利リスク量の推移を注視しております。リスク管理部署においては、銀行勘定の金利リスク量について、VaR及びベシス・ポイント・バリュー（例えば、金利が1ベシス・ポイント（0.01%）変化したときの価値の変動。）を算出して管理しております。このほか、各リスクカテゴリーにまたがるストレスシナリオによるストレステストも併せて実施しており、定期的にALM委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、リスク管理部署において、為替の変動リスクを外国為替持高及びVaRの把握により管理し、定期的にALM委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。為替リスクの大半は、為替予約取引等によりヘッジいたします。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む運用商品の保有については、「市場取引業務において、公正性の確保と迅速な対応を図るなか、計測及び管理が可能なリスクについては、収益や自己資本等経営体力の裏付けを前提に能動的に一定のリスクを取り収益機会を捉える」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。運用計画については、先行きの金利及び株式相場の見通しに基づく期待収益率、相場変動リスク並びに運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、ALM委員会の審議を経て決定しております。株式等の価格変動リスクの計測は、VaRによって行っております。ALM委員会において、リスク限度額に対するVaR及びストレステストの結果をモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行のリスク管理基準に基づき、ポジション限度額の設定及びロスカットルールの厳正な運用等に努め、損益に大きな影響を及ぼさないよう強固な管理態勢の維持を図っており、定期的にALM委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金の運用・調達期間のミスマッチの管理及び流動性の高い資産の保持等によって、流動性リスクを管理しております。不測の資金流出に備えた流動性の高い支払準備資産の保持等により、資金繰りリスクを回避し、円滑な資金繰りを確保しており、定期的にリスク管理委員会及び取締役会等において経営陣に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、中央清算機関差入証拠金並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,306	10,241	△64
その他有価証券	1,398,310	1,398,310	—
(2) 貸出金	2,049,047		
未収収益(貸出金利息)	1,119		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※1)	△2,367		
貸倒引当金(※2)	△11,415		
	2,036,384	2,038,267	1,883
資産計	3,445,001	3,446,819	1,818
(1) 預金	3,459,276		
未払費用(預金利息)	147		
	3,459,423	3,459,477	53
(2) 譲渡性預金	50,424		
未払費用(譲渡性預金利息)	0		
	50,424	50,425	0
(3) 借入金	629,080	629,080	△0
負債計	4,138,929	4,138,983	53
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,825)	(4,825)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(4,825)	(4,825)	—

(※1) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結される子会社及び子法人等の前受保証料であります。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、() で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)(*2)	602
組合出資金(*3)	5,383

(*1) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) その他有価証券に区分しており、当連結会計年度における減損処理額は15百万円であります。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	317,373	359,125	—	676,499
社債	—	126,069	—	126,069
株式	55,354	—	—	55,354
外国証券	120,221	27,038	—	147,259
デリバティブ取引				
金利関連	—	85	—	85
通貨関連	—	104	—	104
資産計	492,949	512,423	—	1,005,373
デリバティブ取引				
金利関連	—	26	—	26
通貨関連	—	4,989	—	4,989
負債計	—	5,015	—	5,015

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は393,127百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	2,802	—	2,802
社債	—	—	7,439	7,439
貸出金	—	—	2,038,267	2,038,267
資産計	—	2,802	2,045,706	2,048,508
預金	—	3,459,477	—	3,459,477
譲渡性預金	—	50,425	—	50,425
借入金	—	629,080	—	629,080
負債計	—	4,138,983	—	4,138,983

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。
公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。
相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と取得原価又は償却原価が近似していることから、当該価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報
該当ありません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社 債	1,573	1,574	1
	小 計	1,573	1,574	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	2,833	2,802	△31
	社 債	5,899	5,864	△35
	小 計	8,733	8,666	△66
合 計		10,306	10,241	△64

3. その他有価証券（2022年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	51,164	18,518	32,646
	債 券	303,771	297,978	5,793
	国 債	205,465	200,665	4,800
	地方債	60,942	60,238	703
	社 債	37,364	37,074	289
	その他	153,987	144,380	9,607
	うち外国証券	8,527	8,511	16
	小 計	508,924	460,877	48,047
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	4,190	5,258	△1,068
	債 券	498,796	504,869	△6,072
	国 債	111,907	113,922	△2,014
	地方債	298,183	301,206	△3,022
	社 債	88,705	89,740	△1,035
	その他	386,399	402,172	△15,773
	うち外国証券	138,732	144,953	△6,220
	小 計	889,386	912,300	△22,913
合 計		1,398,310	1,373,177	25,133

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社 債	50	50	0

（売却の理由）買入消却によるものであります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	4,364	1,345	240
債 券	14,080	79	50
国 債	14,080	79	50
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	205,854	1,520	3,616
うち外国証券	172,766	209	3,478
合 計	224,299	2,946	3,907

6. 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

- (1) 連結決算日における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去1年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。
- (3) 下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	5,000	0

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	3,473百万円
貸倒引当金	2,769
有価証券償却	1,515
減価償却費	490
その他	2,444
繰延税金資産小計	10,692
評価性引当額	△4,617
繰延税金資産合計	6,075
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,640
その他	△2,289
繰延税金負債合計	△9,929
繰延税金負債の純額	△3,853

(収益認識関係)

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
役務取引等収益	10,602
うち預金・貸出業務	4,026
うち為替業務	1,714
うち証券関連業務	1,481
うち代理業務	1,531
うち保護預り・貸金庫業務	241
うち保証業務	261

なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たりの純資産額	6,515円 85銭
2. 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	132円 73銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	132円 45銭

(退職給付関係)

退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	31,058百万円
年金資産	△39,420
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△8,361
退職給付に係る負債	—
退職給付に係る資産	△8,361